

育てたい子ども像について

基本計画検討会で、育てたい子ども像について検討するにあたって関連する、学校教育の目的や教育目標を定めた資料について、下記のとおりとなります。

1 町田市教育プラン19-23

教育目標

「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」

人権尊重の理念を基盤とし、次代を担う子どもたちが、大きな変化が予測されるこれからの社会において、夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、目標に向かってたくましく生きることのできる力を育むことを目指します。

2 町田市立小・中学校の教育目標

小・中学校学習指導要領の総則では、各学校の教育目標について下記のとおり定めています。町田市立小・中学校においても学習指導要領に基づいて、別紙のとおり教育目標を定めています。

小・中学校学習指導要領 総則編 第2 教育課程の編成（抜粋）

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導と通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とともに共有されるよう努めるものとする。

（参考1）町田市立小学校の教育目標の傾向

①考える力、課題を解決する力をもった児童を育てる・・・「知」

（例）

ア 考える子ども（自ら課題を見つけ、解決する力を身に付けた子）

イ すすんで学ぶ子（よく見て、よく聞いて、よく考えて、主体的に学ぶ子）

ウ よく考える子（自ら学ぶとともに他者からも学んで考えを深め、新たな課題を見つけ解決する力を身に付ける）

②自分も他人も尊重し、協力し合うことができる児童を育てる・・・「徳」

（例）

ア ささえあう子ども（自分もみんなも大切にし、共生する力を身に付けた子）

イ 思いやりがあり、協力し合う子（豊かな心情、社会性、共生、規範意識の育成を図る）

ウ 感謝する子（関わりや触れ合いを通して、他者や自然、社会へ感謝する気持ちをもつ心豊かな子）

③心と体を育み、活力ある生活をする児童を育てる・・・「体」

（例）

ア たくましい子ども（健全な心身を育み、前向きに行動する子）

イ 元気な子（心や体を鍛え、健康的で活力のある生活をする子）

ウ つよい子ども（丈夫な心と体を育み、最後までやりぬく強い意志をもつ）

3 本町田地区の小学校の教育目標

(1) 町田第三小学校

心豊かで、自分に自信をもち、相手を尊重しながら自己を表現できる児童の育成を目指す。

○ 元気な子

(心や体を鍛え、健康的で活力のある生活をする子「アクティブに生きる力」)

○ よく考える子

(自らの課題に向き合い、まわりとの関わりを通してよく考え、すすんで課題解決に取り組む子「課題解決力」)

○ 思いやりのある子

(自他ともに認め、お互いを大切にする子「人間関係形成力」)

(2) 本町田東小学校

○ 「よく考え、行動する子」

(主体的に学び、豊かな発想で工夫ができる子供の育成「主体的問題解決力」)

○ 「思いやりのある子」

(命や自然を大切にし、互いに尊重し合える子供の育成「人間関係形成力」)

○ 「元気でたくましい子」

(心身を鍛え、目標に向かい努力する子供の育成「実践行動力」)

(3) 本町田小学校

日本国憲法・教育基本法に基づき、未来社会の創り手として、主体的に学び続ける児童の育成を目指して、次の教育目標を定める。

「心豊かにかがやく本町田小の子ども」

自ら考え、努力する子ども

(主体的に学び続ける勤勉性と問題解決力)

思いやりのある子ども

(豊かな心で他社を尊重する人間関係調整力)

体をきたえる子ども

(自ら体を鍛え、目標に向かって向上しようとする自己実現力)

※他の町田市立小学校の教育目標は、資料4-2を参照。

4 意見募集における育てたい子ども像の回答結果 (資料2-2 報告書 P32~P42参照)

「知」に関する回答数・・・133件

「徳」に関する回答数・・・247件

「体」に関する回答数・・・86件

その他の回答・・・60件

【その他関係する法律】

1 教育基本法（抜粋）

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

2 学校教育法（抜粋）

（義務教育の目標）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 5 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 6 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 7 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 9 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

（児童の体験活動の充実）

第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。